

家財の片付け チェックリストをご利用の前に…

家財の片付け支援事業者名簿をご利用にあたっての注意事項

家財の片付け支援事業者(選定支援システム)は、普段なじみのない家財の片付け支援事業者の選定をお手伝いし、情報提供するための名簿掲載システムです。

「ここを選べば安心」といったような、掲載する家財の片付け支援事業者を保証するものではありません。

みなさんのこれからの安心に向けてのパートナーを探すのですから、パートナーを選ぶのは「消費者」であるみなさんご自身であることを十分にご理解した上で、ご利用ください。

また、依頼する場合はしっかり相談して進めることが大切です。自身の希望はきちんと伝えて、疑問点がある場合は事業者へ確認してください

【ご注意いただきたい点】

1. ご自身の責任に基づき、片付け支援サービスをご利用ください。
2. 検索した家財の片付け支援事業者に連絡する際には、「すまいるネット」の名簿を見て連絡したことを必ず相手にお伝えください。
3. お断りする場合にも、きちんと連絡するのがマナーです。
4. 必ず複数の事業者から見積もりを取り、内容や金額を比べましょう。
5. 当サイトの御利用につき、何らかのトラブルや損失・損害等につきましては一切責任を負いません。

ご利用の際は、別紙のチェックリストを参考にして

ご自身の責任で家財の片付けを進めてください

神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット

〒653-0042

神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにづか5番館2階

Tel:078-647-9900

Fax:078-647-9912

◇相談時間:午前10時~午後5時

◇休業日:毎週水曜日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆

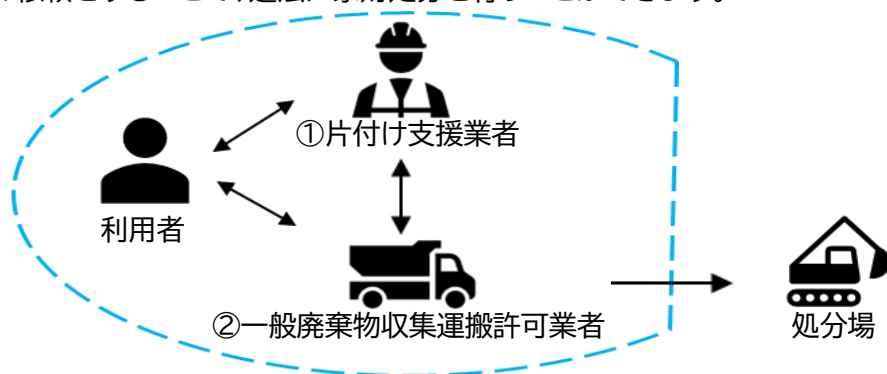
(別紙)

家財の片付け チェックリスト

<利用者用>

家財処分を片付け支援事業者へ依頼する場合、①片付けを行う事業者、②処分する家財を運搬する業者が業務を分担して行います。

片付け支援サービス名簿に掲載している事業者は①に当たり、②は神戸市環境共栄事業協同組合から派遣された一般廃棄物収集運搬許可業者という市から許可を受けた業者です。①に片付けを依頼する場合、同時に②の業者に廃棄物収集運搬の依頼をすることで、適法に家財処分を行うことができます。



下記ポイントを参考に、家財の片付け支援事業者を選びましょう。

業者を選ぶ		
1	複数の事業者から無料で、項目ごとに詳細に明記された見積もりを取った	<input type="checkbox"/>
2	不明な点などを確認した時に丁寧に教えてくれ、内容・金額に納得ができた	<input type="checkbox"/>
3	買取や家電リサイクル法の対象品*がある場合、見積書に買取金額やリサイクル料金が明記されている	<input type="checkbox"/>

下記ポイントを参考に、家財の片付け支援業務が適切に行われていることをご自身でも確認ください。

契約時		
1	契約書を交わし、作業日、作業内容、料金、キャンセル料等について確認した	<input type="checkbox"/>
2	片付け支援事業者、神戸市環境共栄事業協同組合と三者契約（標準様式）を締結した	<input type="checkbox"/>
片付け時		
3	処分品を一般廃棄物収集運搬許可業者のトラックに搬出しているのを確認した	<input type="checkbox"/>
支払い前		
4	見積金額と請求金額に差がないことを確認した。万が一差があった場合、事業者の説明を受け、納得した	<input type="checkbox"/>

*家電リサイクル法の対象品

…(1)エアコン、(2)テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、(3)冷蔵庫・冷凍庫、(4)洗濯機・衣類乾燥機

◎ 処分品が不法投棄された場合、その事業者だけではなく依頼した利用者にも責任の一端があるとされてしまう可能性があります(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、廃棄物を捨てたものに対して、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金(又はこれを併科)が科せられます)

◎ 片付け支援サービス名簿の片付け支援事業者は荷物の仕分けなどの「片付け」を担います。処分する荷物の「運搬」は市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者でなければできません。